

質問



佐藤 守正

公民館の指定管理移行は納得できない

問 今の運営体制のどこに問題があるのか、また指定管理への移行は利用者にとってどんな利便があるのか。

答 指定管理者になっても公民館の機能を果たす上で問題はない。今の体制では町の職員の配置替えのつど体制が変化するが、指定管理者になれば継続的で安定した運営体制になる。

ただ先に「公民館の指定管理については次年度当初からの実施にこだわらない」との町長答弁があったので、教育委員会としてもそれに沿って対応していく。

問 公民館活動のような高い目標を持って住民に奉仕するという仕事は、公務員だからこそ担える

仕事である。まちづくりのための生涯教育というのなら、それは公務員こそが担うべき仕事である。

答 指定管理者に任せる仕事は、公民館の管理、貸館業務、講座の運営、図書館の運営、文化祭などの事業である。これらの業務は民間に任せてもできる。

また生涯学習の企画や振興にかかわる業務は指定管理者と町職員が共同で担うので問題は無い。

問 法律は「公民館長な

どは教育委員会が任命する」となっているが、文科省は「指定管理者が雇うものは公務員ではないので、教育委員会の任命は不要である」としている。

しかしそれでは公民館へは教育委員会の指導監督が行き届かなくてもよいとしているに等しい。社会教育推進全国協議会もこの文科省通達の違法性を指摘している。公民館の指定管理移行は考え直してほしい。

質問 国保会員世帯には特別な配慮を

問 国保世帯の平均収入を示してほしい。

答 平成21年度は1220万6000円で一世帯当たりの平均被保険者数は1・8人、22年度は109万9000円で1・8人、23年度は101万6000円で1・8人、24年度は98万4000円で1・7人である。

問 今の数字を見ても、国保世帯の収入が年々下

がってきており、困窮度を深めてきていることは明かだ。高齢者二人暮らしの世帯の生活保護費は年額148万7400円であるが、それより低い所得で暮らす人々がたくさんいるのが国保である。国保税の値上げは、それらの層の人たちへの集中的な増税なので、慎重で配慮のある国保行政をやっていたきたい。

